

○24番（森戸よう子議員） 今日最後の質問でありますので、元気いっぱい質疑をしていきたいと思ひます。定例会の最後ではなくて、一般質問の最後ですね。

通告に従って、質問をしまひります。

1点目は、栗山公園健康運動センターの器具等の修繕の問題であります。

栗山公園の利用者数は年間8万2,437人、トレーニングルームが1万3,814人、プールは5万646人でありまして、多くの市民の皆さんが利用されている施設であります。先日、利用者の方からトレーニング室のトレーニング機器が壊れていて、なかなか直してもらえないと、何とかしてもらえないかというご相談がありまして、早速、現地の調査をさせていただきました。当日案内をいただいた市の担当課長、そして、受託者の方にはお礼を申し上げたいと思ひます。

栗山公園健康運動センターのトレーニング室なんですが、トレーニング機器の老朽化による使用禁止が目立っていました。その際、受託者から説明を受けたのは、総合体育館で使わなくなった器具が栗山公園健康運動センターに来ていて、流用されているということが分かったんです。したがって、機器は10年以上使われているという状況であります。

それで、ちょっと調べたら、国が定める法定耐用年数、これは税法上の耐用年数なんですが、これは3年ということでありまして、ただ、使用の限度というのはいはりあって、9年から10年、15年ぐらいが限度だろうと言われていひます。したがって、総合体育館から10年ぐらい使ったものが健康運動センターに来て、5年ぐらいになっていると、もう壊れるというのが、そういう状況なんだなということが分かります。

それで、具体的に更新計画など、どのようになっているのか伺いたいというのが1点です。

また、2点目は、地下のプール、久々でしたので、また見学をさせていただきました。そうしたら、更衣室のロッカーが3分の1ぐらいは壊れているという状況でありまして、女性の更衣室なんですが、壁掛けのドライヤーも利用できないということで、利用者から直接苦情をいただきました。こうした修繕が必要なところの計画がどうなっているのか、市の見解を伺ひます。

• 173:

○生涯学習部長（梅原啓太郎） 栗山公園健康運動センターにつきましては、小金井市総合体育館とともに、TAC・FC東京・TGTS共同事業体による指定管理者により運営を行っており、指定管理者は、本業務の実施に当たり、必要な備品を自己の費用により購入または調達し、本業務の実施のために供することができる旨を定めており、加えて、指定期間中は備品等を良好な状態に保つことも基本協定の中で定めておりますので、トレーニング機器の維持管理につきましては、指定管理者が行うこととなります。

栗山公園健康運動センターと総合体育館につきましては、同じ指定管理者が運営しており、トレーニング機器の調達につきましても、本業務実施のために指定管理者が行ってごひます。したがひまして、両施設の間で機材を共有する場合もごひますが、使用に際して問題がある機材ではごひません。なお、指定管理者による運営は5年間を基本としておりますので、トレーニング機器のリース期間についても、指定管理者側においてこの指定期間を念頭に計画しているものと聞いて

おります。

今般、栗山公園健康運動センターのトレーニング機器が破損した件に関しましては、設置されている機器類が海外製であったことなどにより、部品調達に時間がかかったためとの報告を受けてございますが、長く使用中止となりましたことは、市及び指定管理者としても重く受け止めております。現在は修理も完了し、皆様にお使いいただけているとの報告を指定管理者から頂戴しておりますので、今後とも安全・安心を第一に、利用者の方にご不便をおかけすることのないよう、担当として指定管理者との連携を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、プールの更衣室についてでございます。栗山公園健康運動センターのプール更衣室のロッカーにつきましては、市の備品となっております。現在のものは平成27年度に購入したものでございまして、使用開始後約8年程度でございますことから、不具合箇所を中心に修理を行いながら使用してございます。なお、このロッカーにつきましては、100円硬貨のリターン式コインロッカーですので、硬貨が入らない、戻ってこない等の理由による不具合が多く、施錠部分を指定管理者の方で修理をしながら対応していただいている状況でございます。現在、ご不便をおかけしている点につきましては、大変申し訳なく思うところでございますが、指定管理者とも至急協議させていただきながら、修理作業を加速させたいと考えております。

また、壁掛け式のドライヤーにつきましては、新たに手持ち型のドライヤーの購入を指定管理者側で検討しており、年内での交換を目途にできるだけ早く配置したいと聞いております。このため新規にドライヤーを購入した場合には、速やかに壁掛け式ドライヤーについては、撤去させていただきたいと考えているところです。

いずれにしましても、今回ご指摘をいただいた部分につきましては、指定管理者とも調整の上、速やかに作業に着手したいと考えております。

- 174:

○24番（森戸よう子議員） 今、ご答弁をいただきまして、今回の修繕が長引いたというか、なかなか使えなかったのは、海外製のものだったからだということでもあります。基本協定書を見ると、第15条で管理施設の修繕についての規定が書かれています。1件130万円を超える修繕に要する経費は市と教育委員会が負担をすると、その他は受託者が自己費用と責任において実施するということになっていて、したがって、修繕が130万円を下回ると受託者が負担をしなければならないということになって、受託者としても一定の予算を組んでいて、その範囲でやっていくということになったときに、やはりそれだけの負担をしなければいけないということになると、なかなか手がかからないということもあるのかなということを感じざるを得ません。したがって、レンタルをされているということですから、今日資料も提出していただいております。基本協定書とリース状況のものを出していただいておりますが、リース会社との関係でもどういうふうになっていくのか、その辺りをよく検討されて、リースは関係ないのか。だから、製造元との関係になると思うんですが、全体として費用のところではぶつかっているのかなという気もせざるを得ません。ぜひ、その辺りは、今後、協議の中で改善すべきことは改善していただきたいと思っております。

それから、壁掛けドライヤーは、これを外して新規のものにするということですかね。ちょっと行ってみたんですが、ドライヤーが大変小さいです。もう少し大きい風力がある、新しいものに変えていただけないかなと思いますね。あれではちょっと乾かすのに、女性の場合、かなり時間がかかるかなと思いますので、ぜひ、その点の改善をお願いしたいです。

それから、ロッカーについて、市の備品であるということでもあります。ちょっと行って見て驚きました。こんなに使えないのがあるのかと思って、修理作業を加速させていくということでもありますので、その辺りはぜひ迅速に修繕をお願いしたいということを要望して、この問題は終わります。ありがとうございました。

次に、2番目のゴミの減量とリサイクルの更なる促進に向けての問題について伺います。

1点目は、生ごみ処理について、今後の方向性についてであります。保育園、学校の生ごみ処理は、20年以上前から進めてきて、途中から学校の土曜日の市民投入が始まり、ごみの減量化の重要な役割を果たしてきたと考えています。今日、皆さんのお手元に私が作成したグラフをお示ししております。生ごみ堆肥化・肥料化事業の推移です。ちょっと色が分からなくて申し訳なかったんですが、一番上の数字が市の施設です。上から2番目が戸別・拠点回収です。左側で見ると、下から2番目、2万6,790kgというのが集合住宅です。一番下が市民投入の生ごみ投入です。2020年は新型コロナウイルス感染症などもあって、いつとき減ったりはしていますが、市の施設での肥料化は増えていると。これがいいと言えるのかどうか。学校の給食の残渣ですから、残渣が増えているということは、給食を残す子どもたちが多いということなので、ちょっとこれはどうかとは思いますが、いずれにしても、全体的に見ると200トンぐらいのごみ減量につながっているということでもあります。

今年6月に開催された第1回廃棄物減量等推進審議会では、市側から市立小・中学校、保育園の給食調理くず等の処理についての問題提起があり、8月の審議会で方針が示されました。それによれば、市はこれまで小・中学校の生ごみは処理機で処理した乾燥生ごみを回収し、それを肥料製造会社に持っていき、そこでできた肥料を市民に無料配布してきたということなんですが、これを今後は多摩地域内に民間施設ができたということで、民間施設の活用による回収と肥料化を行うということでもあります。方針変更については、生ごみ投入の会の方などから、変更しないでほしいという声も出されています。また、生ごみの乾燥物を回収している障がい者の作業所などの施設の方からも、仕事がなくなるということで不安が寄せられています。生ごみの肥料化は、そういう意味では、これまでの市民の努力の結果として、こういう状況になっていると思うんですが、その点で以下伺います。

一つは、学校の生ごみの処理方法を変更する動機と経緯についてです。そして2つ目に、併せて伺いますが、どのような展開を想定しているのか。共同作業所への発注業務にも配慮をして、もし変更するのであれば、仕事がなくならないようにすることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。3点目に、土曜生ごみボランティアへの説明、理解の状況はどうなっているのか。以上、伺います。

• 175:

○環境部長（柿崎健一） それでは、大きく3点ご質問をいただいたかと思えます。

まず、生ごみ処理機の今後の方向性で、動機ですとか、経緯についてでございます。議員の方からもご紹介をいただいたとおり、本市においては、平成11年7月、生ごみ処理機の堆肥化実験事業を開始して以降、食品廃棄物の肥料化等事業を推進するため、平成17年度に小金井市食品廃棄物肥料化等事業検討委員会を設置し、翌18年度には生ごみ乾燥物肥料化実験施設において、食品リサイクル堆肥の製造に取り組んでまいりました。平成19年3月の二枚橋焼却場の全炉停止後、各学校、それから、保育園への生ごみ乾燥処理機の設置を推進させていただき、学校給食とか保育園の残渣やその調理くずを肥料化実験の原料の一部としてまいりました。この間、食品リサイクル堆肥の製品化が進み、市場性も認められるなど、有機性資源の循環システムが確立されてきていることも受け、平成27年3月には老朽化が進む生ごみ乾燥物肥料化実験施設の閉鎖と併せ、小金井市食品廃棄物肥料化等事業検討委員会を休止し、生ごみ乾燥物をリサイクル堆肥資材として製造業者に売却の上、製品化されているリサイクル堆肥を混入する方法へと転換し、現在に至っているところでございます。

一方で、経年劣化が進む生ごみ乾燥処理機の更新はなかなか進んでおらず、リサイクル堆肥の製造工程が変更されて以降、市内の農家の皆さんの間で、食品リサイクル堆肥の使用が広がるような機運がなかなか生じることがない状況でございます。他方、近年、多摩地域においては、堆肥製造ですとか、バイオガス発電機能を持つ厨芥類の事業系一般廃棄物などを処理する民間施設が稼働を開始してきており、近隣自治体においては、生ごみ乾燥処理機から民間施設での処理に移行する事例が増えている状況であることから、本市においても、処理方法などの見直しに着手してきているところでございます。

今後、どのような展開が想定されるのかというところと業務発注の要望でございます。令和5年8月開催の小金井市廃棄物減量等推進審議会において、多摩地域内の民間処理施設の活用により、小・中学校及び保育園の給食調理くず等の安定的かつ適正な食品リサイクルルートの確立を目指すことや事業全般の経費削減、SDGs教育の推進、市施設内の消費電力の削減に伴うCO₂の抑制など、様々な効果が期待できるものであることを説明したところ、現在、技術的に確立されている生ごみの飼料化ですとか、バイオマス発電に役立てるよりも、やはり本市が昔からやってきている、定着もしてきています食品リサイクル堆肥の製造につながる施策を継続することが望ましいといったご意見を頂いたところでございます。

直近の同審議会において、令和6年度一般廃棄物処理計画の中に含める方向で議論をいただいていることと併せまして、庁内関係部署との調整を重ねている状況でございます。まず、市が事業者として排出する調理くず等の資源化処理方策を整えた後、家庭一般廃棄物の厨芥類などにどう反映できるかということが適切かといったことなども含めて検討していきたいと、このように考えているところでございまして、先ほど出ました要望につきましては、まずは受け止めさせていただくところです。

次に、土曜日の生ごみ投入の関係でございます。この間、市民ボランティアの皆さんにご尽力をいただきまして、大変感謝をしているところでございます。確か平成20年辺り、私がおみ対策課の課長補佐になったときに土曜生ごみ投入事業が始まったと記憶しておりますので、時間が長く、かなりいろいろなことで皆さんにご尽力をいただいたことには本当に深く感謝をしているところでございます。本年11月にごみ対策課が土曜生ごみ投入の会の会合に伺わせていただき、市の考え方について説明、報告をさせていただいております。その際の反応としますと、民間処理施設での処理を始め、大筋では市の考え方に異論はなかったが、学校での投入事業については、様々なご意見があったことの報告を受けているところでございます。よって、引き続き、今後も関係部署との情報共有の上、対応を検討してまいりたいと、このように思っているところでございます。

- 176:

○24番（森戸よう子議員） 今、答弁をいただきました。

これまでの方策を変更するというので、今年8月の審議会の資料も頂いております。それで、今までは群馬の工場にこれを持って行って、それを肥料にして、希望する市民の皆さんに無償配布し、また、市内の農家にもお渡しができるようにするということがあったんですが、市民の皆さんのところは大変好評で、多くの皆さんがこれをご活用いただいたということなんですが、無償配布はもうやめると、農家一本にしていくという形なんですよ。その辺り、これまで使っていた市民の皆さんにもご理解をいただかなければいけないなと思いますので、しっかりと説明やPRをする必要があるかなと思います。

あわせて、今度これが変更になると、各学校や保育園を委託業者が回って生ごみを回収して、一括でそれを多摩地域内のバイオマスエコセンターに搬入をするということになりますから、これまで障がい者の皆さんに行っていた業務がなくなるということになります。そうすると、やはり大変仕事が少ない中で、困るという声も伺っておりますので、今日のご意見として受け止めさせていただきますということなんですが、ぜひ仕事がなくならないようお願いしたいと思います。

また、本当に土曜生ごみ投入の会の皆さんには大変お世話になったと思います。第一小学校、第一中学校、第二小学校、第三小学校と、それから夏休みの生ごみ投入というのも行ってきています。やはりそれは減量化しようという市民の皆さんの思いだし、意思でもありますので、その辺りが消えないような方策をぜひご検討していただきたいと思います。この8月の審議会の中では、学校の生ごみは、ビニール袋を二重にして、その中に生ごみを入れて、袋から漏れないようにして運ぶということになっていて、土曜生ごみも引き続きやる方向で検討はされているようでありますので、ぜひそれは継続をしていただきたいということを要請いたします。

次に、プラスチック資源循環法の施行に伴う市の対応についてであります。

今日、お手元に示しておりますが、プラスチック資源循環法が今年の4月に施行をされました。東京都は、2019年12月に策定したプラスチック削減プログラムにおいて、2030年までに家庭と大規模オフィスから排出される廃プラスチックの焼却量を40%削減する目標を明らかにしています。今回の新法に基づく実施について、市はどのようなふうな方針を持っていらっしゃるのか伺います。

また、併せてプラスチック資源循環法は、プラスチックの処理に二つの選択を示しています。容器プラスチックということでもあります。その辺りも含めて、説明も多分されるのではないかと思いますので、時間の関係上、ちょっと説明していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

- 177:

○環境部長（柿崎健一） それでは、お時間をいただいたので、少しご説明をさせていただきたいかなと思います。

プラスチック資源循環法第6条において、市区町村は家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、容リプラですとか、製品プラの一括回収という形になりますけれども、再商品化、その他、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めることとされています。これは本市にあっては、平成18年度からプラスチックごみの分別収集を開始しており、残された課題としては、再商品化、その他の国の施策にどう取り組むかということだと考えております。

先ほど森戸議員の方からも言われました、国の施策は大別すると二つです。一つは、同法第32条の環境省令で定める基準に適合する分別収集物を容器包装リサイクル法に規定する指定法人である日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法です。それから、もう一つにつきましては、同じく第33条です。市区町村が単独または共同で再商品化計画を策定し、国の認定を受けることで、その認定再商品化計画に基づいて、再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法でございます。

本市にあっては、連携して第33条に取り組む再商品化事業者がそもそも近隣にございません。また、既にプラスチックゴミの一括回収を実施しているところもあり、かつ、今、清掃関連施設を貫井北町の方に整備を進めておりますので、令和7年3月に稼働開始を予定している、こちらの資源物処理施設が取扱う品目の中にプラスチックごみを含めておりますことから、施設の稼働状況に合わせて、製品プラスチックの処理方法の見直しを行うことが合理的であると考え、我々とする、第32条の方法を選択することを考えております。

- 178:

○24番（森戸よう子議員） 今、第32条でいきたいということでもあります。

まだ環境が整っていないというのはよく分かります。国がこういう方向性にかじを切ったわけですよね。それは海の中のマイクロプラスチックとか、プラスチックの問題がすごく大きな問題になってきたということもあって、方向性がまた新たに発展してきているんだろうと思うんですが、ただ、私は第32条でいいんですかということをお聞きして、将来的にやはり第33条でいくべきだということをお聞きしたいと思うんですよ。

プラスチック循環利用協会の調査、今日資料でお示ししております。これを見ていただいても分かるように、全体的には一般系、産業系廃棄物で、サーマルリサイクルが圧倒的に多数なんです。

ケミカルリサイクルと言うんだけど、これも結局はCO2排出につながる高炉だとかの原料に使うということで、焼却というか、熱量を出すということで、同じだということでもあります。

それで4枚目の資料を見ていただきたいんですが、小金井市も日本容器包装リサイクル協会に一括で送って、そこから分けてもらっているという状況なんですが、これは日本容器包装リサイクル協会の資料を東京都の環境局のホームページに貼りつけてあるんですが、市町村の収集量74万トンで、日本容器包装リサイクル協会で引き取っているのが65万トン、材料をリサイクルとして使っているのが37万トンということでもあります。商品化に使っているのは18万トンということで、3割もいっていないという状況です。あとは、焼却エネルギー回収やRPF化、工業用燃料化として、サーマルリサイクルに回されているということだと思います。

CO2排出削減の観点から考えると、やはりマテリアルリサイクルに転換する方針を持つべきではないかと考えております。実は、2021年、2年前の6月の参議院環境委員会の中で、当時、小泉前環境大臣はこの問題について次のように述べています。時々、この熱回収のことをリサイクルと言う人がいる。我々はそういうことを言いません。これはリサイクルではないんです。燃やすよりもちゃんと分別回収をやっていただいた方がCO2削減効果も3倍あります。元々油を入れてしまうんだから、プラを入れた方が燃えるんだみたいなことを言う人がいますが、そんなことはありません。なので、自治体の関係者の皆さんにも、我々が立つところはどこかといったら、最初に燃やすことを考えていません。まず燃やさないで、本当に最終的にリデュース、リユース、リサイクルの順番に行った上で、なお難しい場合が熱回収なんです。この順番をしっかりと説明してまいりたいと答えています。

それで、今、小金井市は、残念ながら、製品プラの一部というか、それを浅川清流環境組合で燃やしてもらっているんですね。したがって、この方向性をやはり転換しないと、CO2排出量の低減にはつながらないんだということでもあります。

今回の法の成立によって、問題の一つは、国はこういうきれいなこと言っているんですけども、自治体が処理費用を負担しなければならないということなんですね。そこをやはり変えていく必要があるというのが一つです。それからもう一つは、そもそもプラスチックの大量生産、大量流通、大量消費を解消していくことが必要であると考えます。できる限り、小金井市役所としても、プラスチック製品を使用しない方針を全庁に徹底していただけないかということでもあります。今、持ってくるのを忘れたんですが、クリアファイル、これは紙製のクリアファイルが今あります。市長はよくご存じですよ。公立保育園廃園をなくす会が作っているクリアファイルは紙製の、皆さんに後でお持ちしますので、買っていただければと思います。クリアファイルは、最近、紙製があります。それから、トレーシングペーパーや、紙や竹のボールペンというものもあるんですね。したがって、私たち自身がやはりこういう削減の方向に向かっていくべきだと思いますので、ぜひ市役所としても積極的に取り組んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。

• 179:

○環境部長（柿崎健一） 先ほどの答弁の続きになってきますけれども、現時点においては、第32

条の方法で日本容器包装リサイクル協会に委託をして再商品化を行う方法であって、市町村がリサイクル手法を指定することはできないというところは、森戸議員の言われているようなところとちょっと違うかなとは思いますが。

ただ、我々とする、上限を設定するなど、より安価なりサイクル手法を採用する事業者が落札者ということが想定されますので、本市においては、上限額を設定するというのもなく、日本容器包装リサイクル協会における落札者において適正に処理することとしたいと考えております。

今回の法律によって、結局、自治体の処理費用の負担が多くなるのではないかとということでございまして、分別収集物に含まれる容リプラの費用負担は従来と同じ特定事業者負担と市町村負担となります。参考ですけれども、令和4年度は特定事業者の方が99%、市町村が1%という形になっております。ただ、容リプラ以外の製品プラの再商品化が今度入ってきますので、そちらの費用については全額市町村の負担となり、引渡量に応じた協会経費を合わせて負担することとなるため、市町村の財政負担が重くなると考えております。市町村の意見照会がなされた際には、容リプラと同時の費用負担となるよう、重ねて求めてまいりたいと思っております。

プラスチックの MATERIAL リサイクルの話も少し出ておりましたけれども、やはり MATERIAL リサイクルをするというところについては、例えば廃棄されたプラスチックに少しでもアルミですとか、例えば小さなごみが混ざってしまうと、どうしても異物混入によって品質が劣化してしまうということで、製品にしたときに、その部分がどうしても、例えば壊れやすくなるとか、色が悪くなるとか、いろいろと問題点があることから、MATERIAL リサイクルをする場合には、かなり技術的な工夫も必要ですし、選別作業などによって人件費もかかってくるという問題点もあるということをちょっと聞いております。

次に、プラスチックの大量生産、大量流通、大量消費を解消していくことが重要であると力強いお言葉をいただき、私もそのように思っております。ですから、我々とする、まず3Rの中でできるだけ発生抑制というところを考えていきたいなと思っているところが、そこにも当てはまるかなと思っております。ごみ対策課では、現在、ごみ減量啓発グッズの作成に当たっては、プラスチック製品ではないものに変えていけるよう検討も進めているところではございますが、全庁的ということになりますと、やはり小金井市グリーン購入基本方針ですとか、ガイドラインとの関係もございまして、そこら辺について考えていかななくてはいけないのかなと思っております。まずは環境省が毎年2月に発行しておりますグリーン購入の調達者の手引きを熟知しながら、関係各課と共に適切な対応を考慮していきたいと、このように思っております。

- 180:

○24番（森戸よう子議員） ぜひ全体的な、市役所としてもプラスチック製品から環境によいものに変更していただけるよう、要望をしておきたいと思っております。

続いて、都市計画道路の問題についてであります。東京都が現状どこまで進んでいるかというのは全く不明なわけですが、一つは、東京都がこれまで説明してきたことで本当に大丈夫なのかというか、その辺りについて、私としての見解というか、証明をしていくということで、質問をさせて

いただきます。

一つは、防災上の問題であります。東京都は広域避難所が避難場所になっているので、道路を広げることが重要だと言われています。地域防災計画をもう一回、私、拝見しました。これは広域避難場所について変更となっているんですが、変更ではなくて明確化を訂正したいと思います。変更をしなくてもよかったです。東町五丁目は、東中学校が一時避難所となっているのは9月定例会でもご報告しました。地域防災計画には、広域避難所については、武蔵野公園（野川公園、国際基督教大を含む）を含むと記載され、第二中学校、南小学校、東中学校の避難者が避難するとざっくり書かれています。

そこで伺うんですが、ちょっと1問目は、時間の関係上割愛します。2番目です。小金井市の計画では、災害が発生した際には、一時避難所に避難するというのでよいかということです。それから、2点目は、防災計画の記述には、国際基督教大学が含まれています。状況によるとは思いますが、東中学校の一時避難所の場合、二次災害が発生したとき、国際基督教大学に避難するという計画でよいかということです。防災計画の内容を確認させてください。3番目に、もし国際基督教大学に避難することが困難な場合はどのようなようになるのか。武蔵野公園に避難するということになる、避難ルートがどうなるのか伺います。

- 181:

○総務部長（北村 高） それでは、まず一時避難所でございます。森戸議員のご発言のとおり、大規模災害が発生した場合の避難対応としては、火災や自宅倒壊の危険がある場合には、まず様子を見るために避難する、一時避難場所に避難いたします。その後、周辺住民の方や一時避難場所に避難した方々、大規模火災等の危機が迫ってくるような事態に見舞われたときに、広域避難場所に一時的に避難するという想定をするということになります。

それから、2点目、国際基督教大学の件でございます。東中学校の近場の広域避難場所としては、国際基督教大学高等学校と都立武蔵野公園、野川公園がございます。広域避難場所への避難において、大地震等による延焼火災が発生した場合は、風向きなどを考慮して避難する場所を選択していただくことが重要となります。そのため、必ずしもあらかじめ決まっていた場所に避難しなければならないという意味のものではありませんので、森戸議員のご発言の国際基督教大学高等学校への避難も十分想定されているところでございます。いずれにいたしましても、災害の発生状況に応じて、適切な避難行動を取っていただくことが大切であると考えているところでございます。

3点目、避難ルートでございます。森戸議員のご発言のとおり、風向きや延焼等の状況によりませんが、武蔵野公園も広域避難場所の選択肢に入っております。東中学校からですと、西へ向かって西武多摩川線沿いの坂を下りるルートが最も早いと思われませんが、そのルートも状況に応じた選択肢の一つと考えるところでございます。

- 182:

○24番（森戸よう子議員） 今、防災の担当部長からそういう答弁をいただきました。したがっ

て、国際基督教大学が広域避難場所になっており、国際基督教大学に避難できない場合は、東町一丁目を通して野川公園に避難するルートがあるということでもあります。

東京都が道路整備の理由にしている避難路の確保ということを言われるわけですが、実態を見ると、そのまま直に東町五丁目の人たちが武蔵野公園に行くということはありませんし、その点からいうと、非常に東京都の説明は実態を見ない説明であるということだと思えます。担当課として、この点をどう考えるか伺います。

- 183:

○都市整備部長（若藤 実） 震災時の避難路については、東京都の資料によりますと、周辺地域では、幅員が6メートル未満の道路が多く、震災時には建物や電柱等の倒壊による道路閉塞のおそれがあります。阪神・淡路大震災では、幅員8メートル未満の道路のほとんどで車両の通行が不可となり、幅員6メートル未満の道路の6割以上で、歩行者の通行も不可となりました。周辺の住宅地からは、武蔵野公園へ避難するためには、国分寺崖線が存在するため、階段を有する道路が多くあります。しかしながら、寝たきりの方や障がい者の方などは、徒歩での避難が困難な場合もあるため、避難車両等がスムーズに通行できる本路線の整備は、震災対策上重要となっていますとされてございます。

- 184:

○24番（森戸よう子議員） 全然答弁がかみ合っていないくて、ちょっと答弁調整もやろうと思ったんですが、時間がなくて、なかなかできなかつたんですが、今、読み上げられたのは東京都の資料によるもので、小金井市としてどう考えているかということがほとんど語られておりません。その点で、武蔵野公園に避難しなければならないということではないわけですから、その辺りは市長が中止を要請する際に、この点も論立てていただきたいと思えます。

私は、防災に強いまちをつくっていくことは重要だと思っております。東町五丁目では、つつじ会という町会と五丁目町会、二つありまして、私はつつじ会なんですが、自主防災組織をつくりまして、今、30代から50代の方と一緒に防災活動をやらせていただいております。先日も町会と一緒にあって、避難訓練、東中学校まで何分で自分の家から行けるかという訓練をし、東センターに行ってAEDの訓練をやるとか、40人ぐらい参加しているんです。100人の世帯なんです。100世帯なんです。その中で40人参加をするということで、要綱を変更していただいたおかげで、こういう活動ができるようになっておりますので、決して防災を軽んじているわけではないことを申し上げておきたいと思えます。

次に、道路交通量の問題です。皆さんのお手元に資料をお配りしております。9月の定例会を受け、最後のページにあるんですが、市民の皆さんが小金井市全体、近隣の交通量の調査、国土交通省の調査結果をまとめていただきました。本当にありがたいと思えますが、これを見ても、ほとんど減っているということが分かると思えますし、実際に前原の交差点から坂下に下りるところは、当時、東京都は700メートルの渋滞があると、これを解消するんだと言っていましたけれど

も、朝の7時から9時、それから夕方時間帯に住民の皆さんがそこに立って、渋滞がどのぐらいか調べられましたけれども、今、700メートルの渋滞にはなっていないということでもあります。住民の皆さんから交通量が減っているということについて、市にも要請だとか、実態、結果を届けていらっしゃるのではないかと思います、どうでしょうかということが一つです。

そしてもう一つは、令和2年2月に宮地楽器ホールで開催されたオープンハウスで、東京都が意見や疑問に何と答えているかという、第四次事業化計画では、将来都市計画道路ネットワークの検証を実施し、個々の路線についての必要を確認していると。都市計画道路3・1・1号線が年間1万3,000台から1万7,000台、都市計画道路3・4・11号線が1万3,000台走れば、小金井街道は1万3,000台から8,000台に、新小金井街道は1万4,000台が1万2,000台に減るんだと言っているわけです。

今日お配りした資料を見ていただきたいんですが、しかし、既に推計交通量に達している道路もということで、今日、住民の皆さんが調査されたものと比較していただきたいんですが、新小金井街道はもう1万2,000台に減っているんですよ。市長、東京都が1万4,000台から1万2,000台に減らしますよと説明していたことは、もう達成しているんですよ、今。根拠が崩れているんですよ。その点、やはりきちっと東京都にもどう考えているかということを示す必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。独自の調査を含め、検討する必要があると思いますが、市の見解を伺います。

- 185:

○都市整備部長（若藤 実） 初めに、市民の方の調査の結果ということでございます。交通量の調査につきましては、市民団体からのご説明を受けてございまして、市民独自の調査結果として受け止めてございます。

また、独自の調査をということでございます。都市計画マスタープランの都市計画道路の整備方針では、長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路につきましては、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、必要に応じて見直すべきものは見直していきますとの記載がございまして。

都市計画道路の検証につきましては、都市計画マスタープランに基づいて、必要に応じて検討してまいりたいと考えてございます。貴重なご意見として受け止めさせていただきたいと存じます。

- 186:

○24番（森戸よう子議員） いつも都市整備部長は、貴重な意見として受け止めさせていただきましますと言いますが、受け止めるだけでは困るんですよ。市長はこれから中止に行く意思があるとは思いますが、それに当たっては、やはり市としてきちっとした材料を持っていかなければ、東京都を説得できないと思うんですよ。市が独自に検証すべきなのではないですか。ここまで住民の皆さんがやっているわけですから、ぜひもう一度、答弁をお願いします。

• 187:

○都市整備部長（若藤 実） 先ほどの答弁と重複して恐縮でございますが、都市計画道路の検証につきましては、都市計画マスタープランに基づきまして、必要に応じて検討してまいりたいと考えてございます。

• 188:

○24番（森戸よう子議員） 同じ答弁を繰り返すというのは、どういうことなのでしょうね。市長、中止を求めるんだったら、部局にちゃんとした答弁を求めるように市長からも求めてくださいよ。そのことは申し上げておきたいと思います。

時間がないので、次に、次期の事業化計画について、どういうふうになっているのかという問題ではありますが、その点、簡単に伺います。

すみません。これは坂井議員の質問の中で答えられていますので、未定であるということであります。

私は6月定例会の一般質問で、市長には覚悟があるんですかと伺いました。中止を表明するには、それ相当の客観的な根拠を持って東京都と向き合わなければならない。そして、推進の声があったとしても、それを乗り越えられるほどの説得力ある根拠を示すことが重要だと思います。今日述べた道路交通量の問題、防災関連と併せて、自然環境の問題が、今、問われています。実は市民の方から、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律があるんですよ、森戸さんということで、その法律を教えてくださいました。資料にもお示ししています。その一部、抜粋です。第2条には、地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとするという規定をしています。

東京都は、レッドデータブックで示されている動植物を保存しなければならない責任があるし、小金井市もある意味、動植物の保存のために、国に対して保存してほしいということを要請することができるようになっていきます。昨年度から今年度にかけて、東京都は都市計画道路周辺における希少猛禽類の生息繁殖状況の調査、保全措置の検討を行うため、調査委託を今年2月から8月まで行っています。現在、この調査はあくまでも道路を通すためにどうしたらよいかという調査であって、種を保存するための調査にはなっていません。国や東京都に対して、市長は、自然環境、生物の多様性を保存していく責務があると考えています。当該区域の種の保存について対応していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

• 189:

○都市整備部長（若藤 実） 当該法令の道路整備に関する規定については、確認したいと存じます。

• 190:

○24番（森戸よう子議員） 確認するだけでは駄目なんですよ。さっきから言っているでしょう、市長。市長が本当に中止を求めて、本気でやるんだったら、それ相当の準備をしていかなければ駄目なんですよ。そこをちゃんとやってくれと言っているのに、今のような回答は納得ができません、ぜひ今後求めていただきたいと思います。

次に、施政方針で事業の中止の申入れをして、11か月になります。市長が行動しない理由は何なんでしょうか。

• 191:

○市長（白井 亨） 実際にまだ要望書を出すと言って出せておりませんので、行動しないという表現になられているかもしれませんが、現在調整中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

• 192:

○24番（森戸よう子議員） なぜ調整中という答弁しか返ってこないのか。市民も、また、私たち議会も理解ができません。施政方針でここにいる部長たちは、今年第1回定例会の施政方針について、皆さんがお認めになったわけですよ。今日資料も提出していただいておりますが、施政方針では、施行者である東京都に対し、事業化の中止を求める要望書を提出するという文言を皆さんは認めていらっしゃるんですよ、庁内の皆さんは。認めているにもかかわらず、東京都に対してそれもやらないというのはどういうことなんですか。いや、僕は知らないよなんて、皆さんはおっしゃらないでくださいね、部長たち。いいですか。これで市長の足を引っ張るようなことはしないでください。自分たちで決めたんだから、最高機関の庁議で。

今日、資料として提出して、皆さんのお手元にあると思うんですが、庁議の中では、修正をした結果を持ってきたと、持ってきたというか、必要があれば修正するが、それは市長に一任するということまで皆さんは認めていらっしゃるんですよ。部局の皆さんも。したがって、これはやらなければいけない義務が皆さんには発生しているんですよ。なぜこれをやらないんですか。市長は調整中と言うんだけど、いつ申入れをするつもりなのか、その点について伺いたいです。

• 193:

○市長（白井 亨） 今、森戸議員が発言されたことに若干触れますが、市としては出すという方向で動いております。繰り返して申し訳ありませんが、まだいつ要望書を提出できるかということについては、現段階では明確に申し上げることができませんので、ご理解ください。

• 194:

○24番（森戸よう子議員） 出すということは考えているけれども、いつというのは調整中だということではありますが、そういう答弁というのは市民と議会を愚弄していますよ、ある意味。許されません、市長。公約で掲げ、しかも、施政方針で掲げ、全庁が一体となってこれは認めたこ

となんです。それは市長が中心の立場であることは変わらないかもしれないけれども、何にも行動を起こさないというのは、前市長よりももっと悪くなっているんですよ、ある意味で言えば。だって何も表明していないんだから。

先日の11月の小池都知事との面会でも何も言っていないわけですよ。これまで市民の皆さんから寄せられている様々な調査や資料を駆使して、東京都と向かい合っていく必要があるのではないですか。市長、改めてそういう立場で、いつ行かれるか分かりませんが、何を調整しているかも分かりませんが、私たちは、ぜひ今日積み上げていきたいろんな理論的な問題も含めて、もう一度検討して、早急に東京都に届けていただきたいと思います。

オープンハウスについては、ちょっとどうなっているかということなんです、最後、オープンハウスはどうなっていますか。伺います。

- 195:

○都市整備部長（若藤 実） オープンハウスについてでございますが、現在、オープンハウスの開催に関する情報はございません。

- 196:

○24番（森戸よう子議員） 今、部長は、オープンハウスはまだ何も情報がないと。大体オープンハウスをやるときは、小金井市に場所を取ってくださいという要請が来るんですが、まだその要請もないんですよ、市長。ですから、ぜひオープンハウスが始まらないうちに、東京都に申入れを行っていただきたい。もう一回、答弁をいただきたいと思います。

- 197:

○市長（白井 亨） 繰り返しですが、現段階において、私自身が公約に掲げ、施政方針に書いたこと、これが具体的な形になってお示しできていないということについては、大変申し訳ないと思っております。

ただ、大切なことは、その方針は変わっていないということ。現在調整中でございますので、具体的に申し上げられないのは大変申し訳ないんですけれども、そのようにご理解ください。

- 198:

○24番（森戸よう子議員） 何度聞いても調整中ということであります。

私たちは、これから生きる子どもたちに、どうこの地球環境を残していくかという使命があると考えています。その点からすれば、今日お話しした種の保全の問題を含めて、私たちがどう守っていくのかというのは、本当にエネルギーをかけてというか、自分のエネルギーを本当にかけて頑張っている市民の方々もいらっしゃるわけですから、ぜひそういうの方々への思いに報いられるような市長の行動を求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 199:

○議長（宮下 誠議員） 以上で、通告のありました一般質問を終了します。